

職場における化学物質管理の今後のあり方 第7回検討会



職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会(第7回)が平成22年6月1日に行われ、本検討会の報告書の概要が示されました。その概要を以下に示します。

1. 危険有害性情報の提供と活用の促進

- ① 危険有害とされるすべての化学物質についての情報提供を確立する必要がある
- ② 事業場内で使用する容器等へ名称等を表示する必要がある
- ③ 提供される情報の活用のため労働者教育や普及のための仕組みを充実する必要がある
- ④ 作業環境の測定結果(必要に応じ、併せて改善計画)を労働者へ周知する必要がある

2. リスクに基づく合理的な管理の促進

- ① より簡便なリスクアセスメント手法を普及する必要がある
- ② 個人サンプラーによる作業環境測定の導入を検討する必要がある
- ③ 局所排気装置の要件等の柔軟化を検討する必要がある
- ④ 局所排気装置以外の発散抑制方法の導入について検討する必要がある
- ⑤ リスク低減に応じた規制緩和を可能とし、より高い水準の化学物質管理を目指すためのインセンティブの付与を検討する必要がある

3. 専門人材の育成・専門機関による管理の促進

化学物質管理の推進のためには、各事業場において化学物質管理を担う専門人材を養成するとともに、中小規模事業場、化学工業以外の事業場等が利用できる化学物質管理の専門機関の育成、相談窓口の設置について検討が必要

4. CO中毒、一部の屋外作業における中毒災害の防止対策を一層推進すべき

当社では、経験豊富な専門家が作業環境測定を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2010年6月8日付 厚生労働省ホームページ

土壌環境箇所 明石康伸

